

海外経済要録

国際機関

◇世銀、貸出金利の再引上げ

世界銀行(IRD)は7月30日、低開発国向け貸出金利を6.25%から6.5%に引き上げ、8月2日から実施する旨発表した。

今回の引上げは、本年1月9日に6%(66年3月9日以降)から6.25%に引き上げられたのに続く措置で、マクナマラ世銀総裁は、国際的高金利に伴う資金調達コストの上昇(注)により余儀なくされた旨、説明している。

(注) 世銀債発行レートは、昨年8月5.95%(米国)、同11月6%(スウェーデン)、本年6月6.5%(西ドイツ)と上昇傾向をたどっている。

米州諸国

◇米国、連邦住宅貸付銀行制度加盟金融機関の流動性準備率を引下げ

連邦住宅貸付銀行理事会(Federal Home Loan Bank Board)(注)は7月16日、加盟金融機関に対する流動性準備率(liquidity reserve requirement)を現行7.0%から6.5%に引き下げ、8月1日から実施する旨発表した。

これは、最近の金利高を背景に、貯蓄金融機関からの資金流出が依然続いているため、住宅金融市場では資金不足や金利高騰などの問題が生じていることに対処して採られた措置で、この結果、約6億ドルの新たな資金をモーゲージ貸出に向けることが可能になるものとみられている。

なお、流動性準備率とは、連邦住宅貸付銀行制度加盟の金融機関に対し、その貯蓄資本勘定の一定比率を現金または政府債券の形で保有することを義務づけるもので、1966年の異常な金融ひっ迫時に例外的に6%に引き下げられた例を除けば、近年は7%に固定されていた。

(注) 連邦住宅貸付銀行は、1932年連邦住宅貸付銀行法により、住宅金融を行なう金融機関の中央銀行的機関として設立された。同制度加盟金融機関は、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、生命保険会社で、このうち連邦認可の貯蓄貸付組合は強制加入、州認可の貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行および生命保険会社は任意加入となっている。現在の加盟金融機関数は、貯蓄貸付組合が約4,900、相互貯蓄銀行が約50を数えるが、生命保険会社はいまのところ加盟していない。

◇ニューヨーク連銀、フランス銀行とのスワップ限度額を拡大

ニューヨーク連邦準備銀行は7月10日、フランス銀行とのスワップ限度額を6億ドル増額して7億ドルとする旨発表した。今次措置は、フランス銀行がこのほど欧米主要国中央銀行および国際決済銀行との間に締結した、13億ドルの短期信用取決めの一環をなすものである。

なお、ニューヨーク連銀とフランス銀行との間のスワップは、1963年3月4日に増額(50百万→100百万ドル)されて以来、5年4ヶ月ぶりに増額されたことになる。この結果、ニューヨーク連銀と14か国中央銀行および国際決済銀行との間のスワップ網は、総額9,955百万ドルとなった。

ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ網

(単位・百万ドル)

	7月10日現在
オーストリア 国立銀行	100
ベルギー 国立銀行	225
カナダ銀行	1,000
デンマーク 国立銀行	100
英 蘭 銀 行	2,000
フランス銀行	700
ドイツ・ブンデスバンク	1,000
イタリア銀行	750
日本銀行	1,000
メリシコ銀行	130
オランダ銀行	400
ノルウェー銀行	100
スウェーデン銀行	250
スイス国立銀行	600
国際決済銀行 (うちスイス・法兰分)	1,600 (600)
合 計	9,955

◇カナダ、公定歩合を再引下げ

カナダ銀行は7月26日(金)、公定歩合を7.0%から6.5%に引き下げ、29日(月)から実施する旨発表した。今次引下げは、さる7月2日の引下げ(7.5→7.0%)に続く第2回目の措置である。

同措置発表に際しカナダ銀行総裁は、「これは、最近の市中金利の低下に対応した措置である」と説明するとともに、本年1月にニューヨーク連銀から引き出したスワップ250百万ドルのうち、6月末の返済(125百万ドル)に続き、このほど残りの半額(125百万ドル)を返済した旨明らかにした。

なお、上記措置に伴い、大手特許銀行はプライム・レートを0.25%引き下げて7.0%とし、8月1日から実施した。

◇カナダ、ラズミンスキー・カナダ銀行総裁の再任

カナダ政府は7月9日、ラズミンスキー・カナダ銀行総裁(7月24日に任期満了)の再任に関するカナダ銀行理事会(Board of Directors)の決定を総督(Governor in Council)が承認した旨発表した。

ラズミンスキー総裁(1908年生まれ、60歳)は、1961年7月に副総裁から総裁に就任、今回7年の任期を満了し、再任されるに至ったものである。

◇カナダ、外貨債権に関するガイドラインの適用範囲を

拡大

カナダ政府はさる5月3日、特許銀行を対象として外貨債権等に関するガイドラインを設定したが(6月号「要録」参照)、さらに7月24日、その他各種金融機関に対しても、次のとおり同様のガイドラインを設定した旨発表した。

「カナダの金融機関がカナダおよび米国以外の国の居住者に対して保有している外貨債権は、預金、貸付金、債券および株式投資のいずれの形態であるにせよ、今後現在の水準をこえてはならない。」

ただし、これらの国の居住者に対する外貨債務が増加した場合、もしくは海外支店または子会社における純利益が増加した場合には、その増加額の範囲内で、上記外貨債権を増加させることができる。」

なお、今次規制の対象となる金融機関は、信託会社(trust company)、抵当貸付会社(mortgage loan company)、販売金融会社(sales finance company)、投資信託(mutual funds)、年金基金(pension funds)、生命保険会社など、カナダ所在のあらゆる金融機関(特許銀行を除く)を網らし、その数は約200とみられている。

歐州諸国

◇E E C、フランスに対する相互援助の決定

E E C閣僚理事会は、7月22日、3日間の討議の末フランスの当面している諸困難打開のため、他のE E C 5か国がローマ条約第108条の規定に基づき、概要次のような相互援助(Coucours mutuel)を行なうことを決定した。

なお、相互援助の具体的方策等については今後さらにE E C委員会等において検討されることとされている。

- (1) 加盟5か国は、自国経済の安定が害されないかぎり、拡大政策を実施する。
- (2) フランスは7月上旬公定歩合の引上げを実施したが、他の5か国はこれに追随することなく、現在の金利水準を安定化する政策を行なう(Poursuivre une Politique de stabilisation des taux d'intérêt)。
- (3) 5か国は、フランスに対し資本市場をできるかぎり開放する。
- (4) 5か国は、O E C D、G A T T、I M Fなどの国際機関においてフランスの問題が検討される場合には、E E Cとして採択した決定に基づき、共通の態度をとる。
- (5) 閣僚理事会は、本年末までに上記決定事項の存廃について再検討する。

◇英國、銀行合併に関する独占禁止委員会の答申

英國の独占禁止委員会(Monopolies Commission)は、かねて商務省の諮問に基づきパークレイズ、ロイズ、マーチンズ3行の合併計画の是非について検討していたが(3月号「英國商業銀行の資本提携について」参照)、7月8日、10名の委員中6名の多数で同合併計画に反対する旨を答申した。合併反対論および賛成論の要旨、次のとおり。

1. 合併反対論

(1) 合併の効果について

3行は合併の効果として、①支店網の補完、②大規模企業に対する融資力増大、③国際競争力の強化、④コストの節減、などをあげているが、そのいずれにもそれほど多くを期待できない。すなわち、イ、店舗の補完効果は、全国的支店網を持っていないマーチンズにとっては大きなものとなろうが、すでに全国的支店網を持っているパークレイズ、ロイズ両行にとっては限界的なものでしかない。

ロ、取引先企業の大規模化に対応した銀行規模拡大の要請は、①大企業の大口資金需要をまかなえなかつた実例が過去ロイズに1件あったにすぎないこと、②大企業は多数行取引の方向にあること、③大口資金需要に対してはシンジケートなどによる協融も考えられること、などからして、それほど差し迫った問題ではない。

ハ、すでに大規模な国際店舗網を有しているパークレイズ、ロイズの合併は、それだけでは英國銀行の国際競争力を強化することにはならない。また、米銀は最近、英國商業銀行が自らは積極的に参加していない(子会社等を通じて参画)ロンドン市場での、ユ

ーロ・ダラー取引を活発に行なう形で英國に進出しているが(對英國企業取引については英國国内銀行とほとんど競合していない)、こうした米銀の進出に対抗するにも、合併による単なる規模の拡大では不十分である。

ニ、合併による店舗、人員の整理などには相当の時間を要するものと思われ、3行の主張するように5～10年のうちに年間約10百万ポンド(3行の税引前利益合計額の10%強に相当)の経費節約が可能となるとはみられない。電算機の統一化によるコスト節減効果は、長期的にはある程度期待しえようが、電算機の今後の発展方向を確実には予想しえないため、現時点では十分には評価できない。

(2) 合併の弊害について

上記のように合併の効果について多くを期待しえないうえ、①店舗減少による一般市民の不便、②中小企業金融の不円滑化、③銀行間の競争阻害、など合併の弊害には無視しえないものがある。すなわち、

イ、一般市民や小売業者は、店舗の閉鎖によって不便をこうむることになるが、合併後の銀行に、手数料の引き下げ(コスト節減によって可能となるのは、せいぜい手数料の据置き)、営業時間の変更などによるサービスの改善を行なう意図がない以上、こうした不便を合併の利益によって相殺できるとは思われない。

ロ、中小企業は、短期資金を商業銀行に依存する面が多いだけに(大企業は短期資金をマーチャント・バンク、外銀等からも調達しらる)、合併により商業銀行の数が減少すると、資金調達源を自由に選択できる余地がせばまる。

ハ、3行が合併した場合、他の2行、(ナショナル・ウェストミンスター、ミッドランド)との格差が大きすぎるため、同規模銀行4行(前記2行とパークレイズ、ロイズ)併立の場合に比し相互の競争意欲が著しく減退する。郵便振替機関(National Giro)は、預金吸収面で商業銀行の競争関係を維持する役割を果たすとしても、貸出面での商業銀行の競争を促す効果は持たない。また、合併後の本件銀行に、①ロンドン手形交換所加盟銀行の預金・貸出金利申合せを放棄させ、かつ②経理内容を公表させることによって競争を促進するとしても、それだけで合併に伴う弊害は除去できない。

(3) 結論

以上のような見方から、パークレイズとロイズとの合併は公共の利益に反すると考えられるので容認しえ

ない。ただし、マーチンズと他行との合併は容認しうる。

2. 合併賛成論

(1) 合併の効果について

①支店網の補完、②大規模企業に対する融資力増大、③国際競争力の強化、などの諸効果については、合併反対論と同様、多くを期待しえないと立場をとるが、年間約10百万ポンドのコスト節減は合併の著しい効果として評価すべきものと考える。また、コスト節減によって、銀行手数料が引き下げられるまでには至らなくとも、それが据え置かれるならば、現在サービス料金が上昇基調にあるだけに、一つの改善として評価できる。

(2) 合併の弊害について

①店舗減少による一般市民の不便、②中小企業金融の不円滑化、③銀行間の競争阻害など、合併反対論が指摘している合併の弊害はいずれも誇張されすぎている。すなわち、

イ、合併により、銀行数および店舗数が減少しても、その結果生ずる不利益はごくわずかなものであり、こうした不利益は、合併によって大衆が浴し得る利益(前記銀行手数料の据置きなど)に比べれば問題にならないものである。

ロ、中小企業金融面での競争は、近年、賦払い信用会社、中小マーチャント・バンクなどの進出からむしろ激化しており、中小企業は資金調達源を自由に選択できる立場にある。

ハ、合併後の新銀行は非常に大きなシェアを持つために、常に他の2行から追い上げられる立場にあり、ことに新銀行(シェア47%)、ナショナル・ウェストミンスター(同29%)と比べてわずかに21%のシェアしか持たないミッドランドの積極的攻勢にも期待できるから、競争は同規模銀行4行併立の場合よりも激化しよう。また、郵便振替機関の発足に伴い、預金吸収面で銀行の競争が促進されることはもとより、貸出面でも、同機関の吸収した預金が国債の引受けに充当され、国債の市中消化額が減少すれば、市中銀行が民間向け貸出に振り向ける資金が増加することになるから、競争は促進されよう。

(3) 結論

以上の判断から、公共の利益をある程度増進する見込みのある本件合併計画を支持する。ただし、一般的に銀行合併の利益を完全なものにするためには、①ロンドン手形交換所加盟銀行の預金・貸出金利申合せの撤廃、②銀行経理内容の公開、を行なう必要がある。

◇ポンド残高処理問題に関する英蘭銀行の声明

英蘭銀行は7月8日、ポンド残高処理問題について次のような声明を発表した。

「7月7日(日)、バーゼルの国際決済銀行において会議が開かれ、国際決済銀行総裁およびオーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、西ドイツ、オランダ、イタリア、日本、ノルウェー、スウェーデン、スイス、米国、フランスの各国中央銀行の総裁またはその代表は、ポンド圏諸国が保有しているポンド残高の変動を相殺するための新取決めにつき、これまでに提案された諸構想を引き続き討議した。」

討議は相当の進展を示し、国際決済銀行およびさきに列挙した12の中央銀行は、必要な場合政府の了承を得たうえで、英国とポンド地域諸国との間で十分な交渉が行なわれたのち早急に取りまとめられる取決めに参加する意向である旨を確約した。フランス銀行は、現状においてはその立場を留保せざるをえないものの、本問題を処理するために採られる手段については理解ある態度を示した。」

◇西ドイツ政府の改訂経済見通し

西ドイツ連邦経済省は、さる6月初め、国内景況が着実な上昇傾向にあるとの判断に基づき、本年ならびに中期の経済見通しを改訂したが(7月号「国別動向」参照)、その内容が、このほど発表された同省の本年第1四半期経済報告において明らかにされた。今次改訂見通しの要旨、以下のとおり。

(1) 本年の成長率は名目6.9%(本年1月政府発表の年次経済報告における見通し(以下前回見通しといふ)6.2%)、実質5%(前回見通し4.0%)、また1969~72年間の年平均成長率は、実質4.3%(前回見通し4.0%、ただし1967~71年の平均)と、いずれも上向きに改訂されている。

(2) 本年の成長率見通しを、需要項目別にみると、個人消費、総固定資本形成、在庫投資、輸出(注)が、いずれも上向きに改訂されている反面、政府支出は若干低めに改訂されている。

(注) 輸入も輸出と同様上向きに改訂されたため、海外経常余剰は、前回見通しとはば同額。

なお、前回の景気上昇期(1964年)には個人消費、総

西ドイツの改訂経済成長見通し

(単位・%、*印は実額・億マルク)

	1967年 (名目)	68年の成長率見通し			G N P 増加寄与率			前回景気上昇期(64年) 成長率	寄与率	中期見通し	
		(A)	(B)	(A)-(B)	(A)	(B)	(A)-(B)			(C)	(D)
個人消費	2,814 (58.2)	4.4	3.9	+ 0.5	+ 36.9	+ 36.4	+ 0.5	7.8	46.9	5.3	4.9
政府支出	803 (16.6)	4.4	4.7	- 0.3	+ 10.5	+ 12.3	- 1.8	4.2	6.9	6.0	6.2
総固定資本形成	1,099 (22.7)	8.0	7.1	+ 0.9	+ 26.1	+ 26.0	+ 0.1	14.4	38.1	9.4	5.7
うち設備建築	522 577	9.0 7.1	8.0 6.4	+ 1.0 + 0.7	+ 14.1 + 12.0	+ 13.7 + 12.3	+ 0.4 - 0.3	12.1 16.5	15.5 22.6		
在庫投資	- 40 (- 0.8)	< 70*	< 55*	< + 15*	+ 33.0	+ 31.7	+ 1.3	< 47*	7.1		
海外経常余剰	160 (3.3)	< 137*	< 140*	< - 3*	- 6.9	- 6.6	- 0.3	< 53*	0.8		
うち輸出	1,108	7.8	6.4	+ 1.4	+ 25.8	+ 23.4	+ 2.4	11.3	23.5		
輸入	948	11.5	9.8	+ 1.7	- 32.7	- 30.8	- 1.9	12.0	- 22.7		
国民総生産	4,836 (100.0)	名目6.9 実質5.0	6.2 4.0	+ 0.7 + 1.0	100.0	100.0	0	名目9.5 実質6.6	100.0	実質4.3	実質4.0

(注1) (A) : 連邦経済省の改訂見通し

(B) : 年次経済報告(68年1月発表)における見通し

(C) : 連邦経済省の改訂見通し、ただし1969~72年の4年間の平均。

(D) : 年次経済報告における見通し、ただし1967~71年の5年間の平均。

(注2) 「1967年」欄のカッコ内はウェイト。

固定資本形成のG N P 増加寄与率が高かったが、今回は、昨年純減を示した在庫投資の寄与率がきわめて大きくなっている(前表参照)。

△フランス、公定歩合の引き上げ

フランス銀行は、7月3日、商業手形割引利率を3.5%から5.0%に、証券担保貸付利率を5.0%から6.5%にそれぞれ1.5%引き上げる旨決定し、即日実施した。今次措置に伴い、高率適用割引利率も1.5%引き上げられ、7.5%となった。

公定歩合の変更は1965年4月以来のこと、今回の引き上げにより、フランスの公定歩合はE E C諸国中最高、またドゴール政権下でも最高(1958年4月17日~10月15日の間が5%)の水準となった。

今次措置につき、フランス銀行は次のとおり説明している。

「本措置のねらいは、主として今回の混乱の結果予想される需要インフレーションに対処するため、従来かなり低めにあった公定歩合を、この際国際的水準にまで引き上げ、信用膨張を抑制する態度を明示することにある。

また対外的にみても、6月中の外貨準備の減少、今後

フランス銀行の各種貸出金利の推移

(単位・%)

	公定割引歩合	高率適用利率 (第1次)	高率適用利率 (第2次)	証券担保貸付利率	輸出手形割引率
1958年					
4月17日	5.0	8.0	12.0	7.0	3.0
7月28日	5.0	8.0	10.0	7.0	3.0
10月16日	4.5	7.0	10.0	7.0	3.0
1959年					
2月5日	4.25	7.0	10.0	6.5	3.0
3月19日	4.25	6.0	8.0	6.0	3.0
4月23日	4.0	5.5	7.0	6.0	3.0
7月9日	4.0	5.0	6.0	5.5	3.0
1960年					
10月6日	3.5	4.5	6.0	5.0	3.0
1963年					
11月14日	4.0	5.0	6.0	5.0	3.0
1964年					
1月23日	4.0	5.0	6.0	5.0	3.0
6月5日	4.0	5.0	7.5	5.0	3.0
1965年					
4月8日	3.5	4.5	6.0	5.0	3.0
1968年					
7月3日	5.0	(1967年) 12月21日 廃止	7.5	6.5 (6/27月) 下げる まま	2.0

の国際収支の動きなどを考えると、この面からも公定歩合を引き上げる必要があった。

ただし、輸出振興および中小企業の救済は目下の重要な問題であるので、輸出関係手形(2.0%)および中小企業向け特別貸付制度による手形(3.5%)の割引金利は据置きとした」。

なお、国有化銀行は一流企業向け貸出金利を公定歩合にスライドして引き上げる旨発表した(注)。

(注) フランスでは1966年4月以後、銀行の貸出最低金利規制の廃止に伴い公定歩合と市中貸出金利との連動関係はなくなっているが、国有化銀行が一流企業向け貸出金利を公表し、他行がそれを最低金利とする慣行ができるつある。

△フランス、クーブドミュルビル新内閣の成立

ドゴール大統領から総選挙後の新内閣首班の指名を受けたクーブドミュルビル新首相は、7月13日新内閣の顔ぶれを下記のとおり発表した。

今次クーブドミュルビル新内閣では、ポンピドー前内閣の主要閣僚が留任またはポスト入れ替えの形で閣内にとどまっており、比較的新味の乏しい内閣と評されている。

なお、クーブドミュルビル首相は、ドゴール大統領の下ではドブレ(1959.1.8~62.4.13)、ポンピドー(1962.4.14~68.7.10)に次ぐ三代目の首相である。

首相	Couve de Murville(新任)
文化担当国務相	André Malraux(留任)
社会関係担当	Maurice Schumann(留任)
議会担当	Roger Frey(元内相)
国務相	Jean-Marcel Jeanneney(元労働・厚生相)
法相兼国務相	René Capitant(留任)
外相	Michel Debré(留任*、元蔵相)
内相	Raymond Marcellin(留任*、元工業相)
国防相	Pierre Messmer(留任)
蔵相	François Ortoli(前文相*、元建設相)
文相	Edgar Faure(前農相)
計画、地域開発担当相	Olivier Guichard(留任*)
建設、公共事業相	Albin Chalandon(前工業相*)
工業相	André Bettencourt(新任)
農相	Robert Boulin(新任)
運輸相	Jean Chamant(新任)
在郷軍人相	Henri Duvillard(新任)

郵政相 Yves Guéna(前情報相*)

(注) * 印はさる5月31日の内閣改造により就任したポスト。

なお、従来閣内相であった労働・厚生相(Philippe Maland 新任)、青年・スポーツ相(Joseph Comiti同)、情報相(Joël LeTheule 同)は閣外相に格下げされている。

◇フランス、国家信用理事会、居住者の外貨預金に準備預金制度を適用

国家信用理事会は、7月4日、準備預金の対象となる短期債務の中に、新たに居住者の外貨預金を加え、その準備率を10%として(注1)、7月10日から実施する旨決定した。

準備預金制度は昨年1月に導入され、本店および内国支店のフラン表示債務を対象に、これを第1種(要求払債務)、第2種(その他債務)に分けて適用されてきたが(注2)、今回居住者の対フラン投機を抑制する趣旨から、本制度対象金融機関の外貨表示債務(居住者名義の要求払およびその他債務)に対して国家信用理事会の定める最高限度である10%の高準備率を適用することとしたものである。

(注1) 経過措置として、7月積立期間(6月21日から7月20日まで)について3.5%。

(注2) 準備率の推移

	(第1種)	(第2種)
67.1.21~ 4.20	1.5%	0.5%
4.21~ 7.20	2.5	1.0
7.21~10.20	3.5	1.5
10.21以降	4.5	2.0

◇フランス、補正予算の細目を決定

フランス政府は、7月10日の閣議で第2次補正予算の細目を決定した。

本年度予算については、当初予算の赤字19億フラン、1月の景気刺激のための財政赤字増36億フランのうえに、今次補正予算として支出増71億フラン(追加支出75億フラン、支出削減4億フラン)、歳入増25億フランが加わり、結局現段階での財政収支は101億フランの赤字となっている。

補正予算の内訳、以下のとおり。

(1) 追加歳出(計75億フラン)

イ、一般予算

公務員給与の増額	19億 フラン
軍人恩給の増額	4 ヶ
農業関係支出の増額	17 ヶ
文教関係支出の増額	5 ヶ
輸出補助の増額	4 ヶ

国有化企業向け支出の増額 9億 フラン

ロ、融資予算

経済・社会開発基金(F D E S)向け

融資予算の増額 5億 フラン

(2) 新規歳入増加(計25億フラン)

イ、本年度限りの措置

高額所得者に対する所得税の増税 12億 フラン

大型乗用車に対する自動車税の引上げ 4億 フラン

ロ、恒久的措置

株式会社に対する特別税 2億 フラン(本年度分)
(毎年、資本金150千フラン超の会社に10千フラン、それ以下に5千フランを課税、ただし本年度は各5千フラン、2千フランを課税)

相続税の納税期間の短縮 2億 フラン

フランスの1968年度補正予算

(単位・億フラン)

	当初予算	第1次補正	第2次補正
A 一般予算			
歳 出	1,279	6	67
歳 入	1,279	△ 17	25
収 支 ジ リ	—	△ 23	△ 42
B 融資予算			
歳 出	166	12	7
歳 入	147		
収 支 ジ リ	△ 19	△ 12	△ 7
C 合計(A+B)			
歳 出	1,446		75
歳 入	1,427		25
収 支 ジ リ	△ 19	△ 36	△ 46(注)
補 正 後		△ 55	△ 101

(注) 支出削減4億フランを調整。

◇フランス、主要国中央銀行等と短期信用取決めを締結

フランス銀行は、7月10日、西ドイツ・ブンデスバンク、ベルギー国立銀行、イタリア銀行、オランダ銀行、ニューヨーク連銀ならびにB I Sとの間で総額13億ドルの短期信用取決めを締結した旨発表した。

今次取決めは同国の政治、経済的混乱により、短資流出などを中心に对外準備が急減している事態に対処して行なわれたものとみられている。

◇フランス、中期信用手形保有率を引下げ

フランス銀行は、7月21日から中期信用手形保有率を13%(従来14%)に引き下げることとした。

本措置実施の背景としては、最近における外貨の流出、さらにバウンス期入りに伴う現金需要の増加などから、このところ市中銀行の手元がかなり詰まって来ていることが指摘されており、本措置の実施により約10億フランの資金が解除されるものとみられている。

なお同保有率は昨年1月以降漸次引き下げられてきたが、最近ではさる6月21日、今次混乱後の企業の資金繰り救済のため2%引き下げられている(7月号「要録」参照)。

アジア諸国

◇対インド債権国会議の開催

インドに対する1968年度(68年4月～69年3月)援助額を決める債権国会議が、世銀の主催によって5月23、24日の両日、ワシントンで催された。

本会議において、参加諸国および世銀は総額14億5千万ドルの援助供与(昨年12億8千万ドル)に同意した。このうち、4億5千万ドルは肥料工場の建設など農業開発を主体とするプロジェクト援助に充てられ、残り10億ドルはノン・プロジェクト援助となっているが、とくに、ノン・プロジェクト援助にはじめて約1億ドルの債権繰延べが含まれた点が今回の特色である。なお、参加諸国は向こう3年間毎年1億ドルの同国債務の

繰延べを認めた(本年の債務償還予定額5億ドル)。

債権国のうち、大口供与国である米国が、議会において本年度対外援助予算が大幅に削減される公算が大きいため、その不足分はIDA貸付けによって補てんされる見込みである。その他諸国の供与額は昨年と同額の3億ドルが予定されている。なお、わが国の拠出額は債権繰延べ分を含むノン・プロジェクト援助45百万ドルで、食糧援助は行なわない模様である(昨年実績52百万ドル、うち食糧援助7百万ドル)。

共産圏諸国

◇中共の対西側諸国貿易の減少

中共の対西側諸国貿易は、本年になって輸出入とも次のとおり軒並み減少を示している(「国別動向」参照)。

中共の対西側諸国貿易

(単位・百万ドル)

相 手 国	輸 出			輸 入		
	1967年	1968年	前年同期 比増減率 (%)	1967年	1968年	前年同期 比増減率 (%)
日本(1～6月)	145.4	98.4	-32.4	132.4	122.3	-7.6
香港(1～6ヶ月)	229.8	182.2	-20.7	4.6	3.7	-19.6
英國(1～5ヶ月)	41.3	32.2	-20.0	48.2	20.4	-57.7
西ドイツ(1～4ヶ月)	27.3	24.8	-9.2	69.7	49.3	-29.3
フランス(1～2ヶ月)	8.8	6.6	-25.0	11.8	12.8	8.4
イタリア(1～5ヶ月)	24.9	17.9	-28.1	37.3	26.6	-28.7
蒙 州(1～3ヶ月)	14.7	6.9	-52.1	49.9	28.1	-45.7
カナダ(1～4ヶ月)	8.2	6.2	-24.4	44.1	39.7	-10.0

(注) カッコ内は期間を示す。

資料: 日本、香港、英國、西ドイツ、イタリアは当該政府統計、その他は China Trade Report による。